

1、2、8、15

戸別所得補償制度に関するモデル対策

【561,821（0）百万円】

対策のポイント

平成22年度においては、「制度のモデル対策」として

- ① 自給率向上のための戦略作物等への直接助成
- ② 自給率向上の環境整備を図るための水田農業経営への助成

を内容とする対策を実施し、平成23年度からの本格実施への円滑な移行に資します。

<主な内容>

1 水田利活用自給力向上事業

216,729（0）百万円

自給率の向上を図るため、水田を有効活用して、麦・大豆・米粉用米・飼料用米等の戦略作物の生産を行う販売農家に対して、主食用米並の所得を確保し得る水準を直接支払により交付します。

また、従来の助成体系を大幅に簡素化し、全国統一単価の設定など分かりやすい仕組みとします。

（1）交付対象者

これまで需給調整に参加してこなかった農家が参加しやすくなるよう、米の「生産数量目標」の達成にかかわらず助成対象とします。

（2）交付単価

作物	単価(10a当たり)
麦、大豆、飼料作物	35,000円
新規需要米 (米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稻)	80,000円
そば、なたね、加工用米	20,000円
その他作物（都道府県単位で単価設定可能）	10,000円
二毛作助成（主食用米と戦略作物又は戦略作物同士の組み合わせ）	15,000円

（3）激変緩和措置

現行に比べて助成額が減少する地域における影響をできる限り緩和するため、以下の激変緩和措置を講じます。

ア 単価設定の弾力的運用等

- ・ その他作物に対する助成を活用した、新規需要米を除く戦略作物への加算
- ・ 麦・大豆・飼料作物の間の単価調整
- ・ 二毛作助成による、二毛作可能地域の激変緩和効果

イ 激変緩和調整枠の設定

- ・ アの取組を行っても、なお、減少分の激変緩和を行う必要がある場合の措置として、別途の「激変緩和調整枠」を設け、単価変動の大きい作物への加算を実施

2 米戸別所得補償モデル事業

337,088 (0) 百万円

意欲ある農家が水田農業を継続できる環境を整えることを目的に、恒常に生産に要する費用が販売価格を上回る米に対して、所得補償を直接支払により実施します。

(1) 交付対象者

米の「生産数量目標」に即した生産を行った販売農家・集落営農のうち、水稻共済加入者又は前年度の出荷・販売実績のあるもの

(2) 交付対象面積

主食用米の作付面積から一律10a控除して算定

(3) 交付単価

① 定額部分

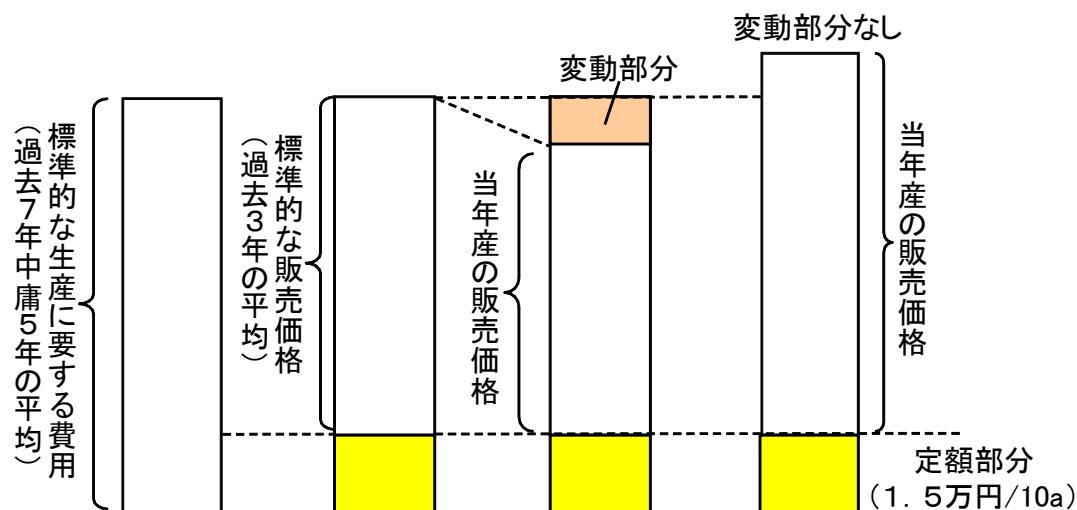
標準的な生産に要する費用と標準的な販売価格の差額である1万5千円／10aを全国一律単価とし、これに交付対象面積を乗じた金額を当年産の販売価格のいかんに関わらず交付します。

② 変動部分

当年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合、その差額を基に変動部分の交付単価を算定し、これに交付対象面積を乗じた金額を交付します。

定額部分	10a当たり1万5千円（全国一律）
変動部分	当年産の販売価格が標準的な販売価格（過去3年平均）を下回った場合、その差額を基に変動部分の交付単価を算定

（参考）



3 推進事業等

(1) 戸別所得補償制度導入推進事業

7,641 (0) 百万円

戸別所得補償制度モデル対策の実施及び23年度からの本格実施への移行に必要となる、システム開発・端末整備や直接支払に要する経費を確保するとともに、現場における事業推進や要件確認を行う市町村等に対し必要な経費を助成します。

(2) 統計調査事業

362 (0) 百万円

平成23年度からの戸別所得補償制度の本格実施に向けて、なたね、そば等の生産費や単収に係る新たな統計データを把握できるよう、調査内容を拡充します。

お問い合わせ先：

1の事業；生産局農業生産支援課 (03-3597-0191 (直))

2、3の事業；大臣官房政策課

戸別所得補償制度推進チーム (03-6744-1850 (直))

3の事業；大臣官房統計部管理課 (03-3502-5621 (直))